

# 公共下水道 新たに36ha 供用開始

整備が進んでいる市の公共下水道は、四月一日から新たに片山1丁目、片山2丁目、舟場地区など三十六軒（対象人口九百四十人、戸数三百五十戸）の地域において供用を開始する予定です。これによって二百四十八軒（対象人口九千三百七十人、戸数三千四百六十戸）が公共下水道処理区となり、トイレの水洗化ができるようになります。

## 排水設備工事は 供用開始後3年以内に

四月から供用開始となるのは、舟場地区の全域と片山1丁目、片山2丁目、美園町、城西町、住吉町及び根下戸町の各一部です。供

用が始まった区域の皆さん（受益者）には、受益者負担金の納付と下水道を使用するための排水設備工事（水洗化工事）をしてもらい、使用してからは毎月下水道使用料を納めてもらうこととなりますが、排水設備工事は供用開始後三年以

内には、専門的な知識と技術が必要ですので、市が指定した「排水設備工事指定店」でなければできないことになっていきます。また、市では工事の内容について設置基準どおりか、あるいは不当に高い見積りを出していないかなどを事前にチェックし、工事終了後は完成検

査を行います。なお工事指定店では、市へ提出する書類の作成、届け出などの手続きもしてくれまのでお気軽にご相談ください。

## 工事は市の指定店へ

水洗化などの排水設備工事は、

## 無利子融資制度もあります

市では、皆さんの負担をなるべく少なくするため、排水設備工事に必要な資金を市内の金融機関から無利子で借りられるようあっせん制度を設けています。限度額は五十万円（トイレの数により百五十万円）、返済期間は五十カ月以内です。希望されるかた（法人は除く）は、工事の申し込みの際に工事指定店へお申し込みください（供用開始から三年以内）。

## 整備状況と

### 8年度工事予定

### 5年度供用開始の皆さんへ

昭和六十二年度の事業着手以来、今年度末まで工事費約五十八億円をもって二百四十八軒の区域が整備され、事業認可区域四百十六軒に対する進捗率は約六〇%となり、下水道普及率（市の人口に対する整備人口）は一四%となります。しかし、今年一月末現在で水洗化が可能となっている三千百十戸のうち一千九百四十四戸しか水洗化されておらず、水洗化率は六二・五%とまだまだ低い状況となっています。供用開始区域の皆さん、水洗化の促進にご協力ください。

五年度に供用が開始となった区域（図参照）のかたは、下水道法で定められた水洗化義務期限三年が三月末で経過します。まだ排水設備工事を実施していないかたは速やかに工事指定店に申し込んでください。三年を経過しますと無利子の融資制度が利用できなくなります。工事を申し込んでも工事指定店によっては混雑していたり、冬期間のためすぐに工事ができないこともあります。ただし、三月末までに工事指定店から市へ工事の申請があれば、実際の工事が遅れても融資は受けられます。



## ◆下水道使用料金表

汚水の種類	基本使用料 (10m <sup>3</sup> まで)	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)			
		10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> までの分	20m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> までの分	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの分	100m <sup>3</sup> を 超える分
一般汚水	1,200円	130円	140円	160円	180円
公衆浴場汚水	1,200円	90円			

## ◆下水道使用料の計算例

■ 1カ月の上水道使用料が24m<sup>3</sup>の場合

基本使用料 (10m <sup>3</sup> まで)	1,200円
従量使用料 (11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup> )	10m <sup>3</sup> ×130円 1,300円
(21m <sup>3</sup> ~24m <sup>3</sup> )	4m <sup>3</sup> ×140円 560円
計	3,060円
消費税 (3,060円×3%)	91円
合計使用料 (下水道使用料)	3,151円

## 公共下水道の整備状況

